

社会福祉法人ガジュマル役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ガジュマル（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする理事で、使用者としての立場を有する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者で、非常勤理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 当法人の理事6名の報酬総額は年間15,000,000円を超えない範囲で、報酬等の基準に従って算定した額を支給することができる。
- 3 当法人の監事2名の報酬総額は、年間400,000円を超えない範囲で、報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の支給基準)

第4条 当法人の理事長及び業務執行理事は、管理・監督的立場として、法人及び施設の運営のための業務に当たるものとして、別記1の「理事長及び業務執行理事の報酬」に定める額を支給することができる。ただし、別記2の「非常勤理事の報酬」は支給しない。

- 2 常勤役員に対しては、報酬は支給しない。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別記2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 4 監事に対する報酬は、別記3「監事の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員の報酬は、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む。）を、社会福祉法人ガジュマル職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長の報酬等（旅費を除く。）は、毎月22日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の費用弁償は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記1

理事長及び業務執行理事の報酬

- 1 理事長 月額900,000円
- 2 業務執行理事 月額300,000円
- 3 理事長又は業務執行理事の地位にあるという理由だけではこの報酬は、支給しない。

別記2

非常勤理事の報酬

- 1 理事会出席の都度、一人一律10,000円
- 2 理事会の決定により評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合、一人一律10,000円
- 3 理事長、事務局の依頼により理事研修会、その他会議等に出席した場合、一人一律10,000円

別記3

監事の報酬

- 1 決算時の内部監査に関する報酬として、一人一律20,000円
- 2 理事会・評議員会出席の都度、一人一律10,000円
- 3 理事長、事務局の依頼により研修会及びその他会議等に出席した場合、一人一律10,000円

別記4

評議員の報酬

- 1 評議員会出席の都度、一人一律10,000円
- 2 事務局の依頼により評議員研修会に出席した場合、一人一律10,000円

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。